平成２３年（フ）第５２０号
千葉県松戸市稔台７丁目52番地の３　ロフティサフラン206号
債務者　平山　博章
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２１号
千葉県松戸市和名ケ谷985番地の１　グリーンヒルズ103号
債務者　坂本　晃博
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５３５号
千葉県我孫子市寿１丁目２番１―307号
債務者　加藤　英俊
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６０号
千葉県松戸市紙敷１丁目13番地の１　グランディオーズ松飛台604号
債務者　池田　利恵（旧姓伊丹・水村）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５７７号
千葉県柏市新柏２丁目１番地８　ハイシティ新柏201号
債務者　山本　共生
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８３号
千葉県松戸市中金杉１丁目126番地の２
債務者　関本　　円（旧姓阿部・荒井）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８６号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目312番地　辰己マンション102号
債務者　公文　孝三
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８８号
千葉県野田市柳沢266番地の１　ホクヨウハイツ203
債務者　加藤　新吉
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５９０号
千葉県野田市中根249番地の28　レインボーハウスＡ―２
債務者　中村　常子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５９３号
千葉県松戸市六高台５丁目78番地　シャルマンコーポ603号
債務者　北浦　昌治
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５９５号
千葉県流山市大字西平井420番地の１　エスティハウス202
債務者　垢田とみ子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０３号
千葉県松戸市稔台３丁目36番地の６　プロシード稔台210号
債務者　松岡　　潔
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０６号
千葉県松戸市中金杉１丁目126番地の２
債務者　関本　池美（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５１号
神戸市灘区泉通４丁目５番１―302号
債務者　松田　伸朗
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８１号
神戸市北区花山東町３番26―202号、従前の住所神戸市北区幸陽町３丁目24番地の５
債務者　太田ノリ子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８０号
神戸市垂水区高丸５丁目６番２―601号
債務者　家氏　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００２号
神戸市東灘区住吉宮町６丁目14番12号　六甲住吉プラザ305号、従前の住所神戸市東灘区岡本４丁目６番８―317号
債務者　田岡　克己
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部